

東大阪市新旭町庁舎整備事業に係る客観的な評価の結果について

東大阪市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により、東大阪市新旭町庁舎整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定により、客観的な評価の結果を公表する。

平成29年7月5日

東大阪市長 野田 義和

1 落札者決定までの経緯

本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により落札者を決定する入札）により行った。平成28年11月25日付けで入札公告を行ったところ、3グループから入札提出書類（提案書）の提出があった。

市では、学識経験者等で組織する東大阪市新旭町庁舎整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が落札者決定基準に基づいて審査した結果を踏まえ、大和リースグループを落札者として決定した。

2 落札者

本事業の落札者は、次のとおりである。

大和リースグループ

代 表 企 業
構 成 員

大和リース株式会社 大阪本店

コーナン建設株式会社

株式会社中道組 東大阪営業所

松下建設株式会社

株式会社東急コミュニティー ビル第二事業部

協 力 企 業	株式会社安井建築設計事務所
	株式会社サン設計事務所
民間収益事業者	大和リース株式会社 大阪本店

3 落札金額

2, 077, 645, 519円（価格は消費税及び地方消費税を除く。）

4 財政負担額の比較

本事業について、市が自ら実施する場合の財政負担見込額と、落札者の提案に基づくPFI事業として実施する場合の市の財政負担見込額を、事業期間全体を通じて算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を市自ら実施する場合に比べ、PFI事業として実施する場合は、事業期間中の財政負担額が13.25%程度軽減されるものと見込まれる。

市が自ら実施する場合	PFI事業として 実施する場合	財政負担軽減見込額
2, 154, 098千円	1, 868, 764千円	285, 334千円